

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会協議会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山末
日 時	平成30年7月30日(月曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 3 時 00 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 馬場 (欠席:小島)		
出席者	【健康福祉部】栗林部長、吉田子育て支援担当部長 [こども未来課] 森岡課長 [保育課] 阿久根課長		
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 案 件

(1) 子どもの権利条例（仮称）について

[理事者入室] 健康福祉部

<平本委員長>

意見交換に入る前に、豪雨災害等による被害状況について報告いただく。

<健康福祉部長>

(資料に基づき説明)

～ 13 : 37

<平本委員長>

(あいさつ)

<健康福祉部子育て支援担当部長>

(あいさつ)

[意見交換]

<酒井委員>

条例(案)をご覧いただいた中で、修正すべき部分や無理があると感じた部分はあるか。

<こども未来課長>

この条例に掲げる基本理念や権利についてはこのとおりだと思っている。この条例があることにより現場が変わっていく、という形を考えている。ここに書かれている基本計画をどのように具体化していくのかということが大切だと考えている。第4条第5号に「拒む権利」ということが書かれていた。子どもの参加する権利に対して、大人がどれだけ正面から向き合えるのか。行政視察報告書を見て、この条例を逆手にとるとということが危惧されると感じたが、大人が子どもに対して誠実に向き合えば、そういうことに

はならないと信じている。ただし、教育を「拒む」という表現になると学校現場等で問題視されるのではないかということを感じた。

<平本委員長>

「拒むことができ」という文言については、難しいと感じる部分もある、この文言については意見をいただいて修正するのかどうか検討したい。

<酒井委員>

再度、委員会で検討していきたいと思う。この条例を具体化していく方法についての考えはあるのか。私たちはこれから政策提言集を作成していく予定であり、その中に担当部からの意見を盛り込めれば、さらに実現しやすくなると考えている。盛り込む内容について助言をいただきたい。

<こども未来課長>

この条例には財政上の措置や体制整備等が入っており、所管としてはありがたい。また、内容というよりも、行動計画が最も重要になってくると思う。この条例は全ての施策の根幹にかかわる重要な条例であると認識している。各種施策の展開について、片手間に計画だけ策定してということではなく、十分な体制を整えなければならないと考えている。個人的な意見だが、1課程度のボリュームの推進体制が必要ではないかと思っている。他の自治体では、福祉部門の中に福祉政策課というような政策をつかさどる部署がある。本市においてはそれぞれが担当しているが、福祉部門の中にそのような組織があってもよいと思う。

<馬場委員>

この条例では事業者を規定している。第5条第8項は、京都府がやらなければならない労働行政的なものを含めたような形になっている。本市で実施しているイクボス宣言等を期待して条文ができているが、そのあたりの考えは。

<こども未来課長>

イクボス宣言については、事業所に対する啓発活動を進めていると聞いている。職員の掲示板を見ていると、イクボス宣言の事業化として、ギャラリーかめおかで市内の企業・事業所も対象にセクハラ・パワハラ研修をすることだった。市役所だけで完結するのではなく、事業所への展開を進めていると感じている。この条例をもってさらに進めやすくなるのではないかと考える。

<酒井委員>

第8条で「基本計画を策定し、定期的に検証し、必要に応じて改定するものとする。」としているが、この内容でよいか。

<こども未来課長>

この文言があるからこそ、片手間の組織ではなく、しっかりとした組織でやっていかなければならないと感じた。逆に言うと、組織ができなければこの条項が実現できないと感じている。

<平本委員長>

現在は担当部が情熱を持って取り組んでいただいているので安心できるが、人事異動により人が変わっても取り組みを進めてほしいという思いで入れている。

<齊藤委員>

当委員会は子どもの貧困から子どもの権利条例に発展してきた。第5条で事業者を位置付けている。事業者は雇用に対してもっと責任を持ち、労働者の賃金を上げ、生活環境を整えていくことが大事だと思っている。これにより、貧困の連鎖を止め、子どもの権利もしっかりと守れるようになっていくと思う。所管だけでなく、全庁横断的に連携して取り組んでいただきたい。

<小川委員>

子どもの貧困対策についての提言を行った中で、当委員会の思いはよく理解いただいていると思う。全庁横断的にできるようにお願いしたい。子どもの権利の日を条例で定めているが、それについてはどうか。

<こども未来課長>

条例が制定された際には、既存事業も含めて一度立ち止まって考え直す必要があると思う。目黒区での事件があったが、この事件を防げなかった行政側の体制強化が言われている。これももちろん重要だが、その保護者に子ども条例の理念が少しでもあれば、手を下さなかったのではないかとも思う。この条例に基づいた新規事業を提案する必要もあると思うが、既存事業においても子どもの目線があったのか、ということを見直していきたい。

<小川委員>

第8条に「議会は、推進状況を監視及び評価する」という文言が入っている。進捗状況を見ながら意見を交換していきたい。

<平本委員長>

市長に提言を行ったが、全庁的な取り組みにまで進んでいないように見受けられる。担当課は少ない人員の中でかなりの業務を行っている。課を1つ設けてもよいぐらいであるという話があったが、その他には何が足りないと考えるか。我々は条例を制定することにより担当課の負担が軽減され、全庁的な取り組みができるようになるのではないかと考えている。現場の雰囲気や職員の労働時間等も含めて説明いただきたい。

<こども未来課長>

児童虐待に対応する相談員は2名増強されたが、特殊な業務であるため、研修を受けながら業務を行っている。件数が増えており、時間外勤務も多い状況である。こども未来課の超過勤務は全庁的に見ても多い。数に押されるというのが福祉の特徴である。児童扶養手当の受給者の確認等においても数に押されているので、マンパワーは必要だと思う。最近危惧しているのは、繁忙期が継続すると自分の考えが出なくなり、指示されたことをやるというようになってしまうという感覚を感じている。職員は素晴らしい能力を持っているが、これではよいものが生まれにくい。ボリュームを軽減することにより、新たな発想を生むことにつながると思う。組織については、企画サイドが子どもの権利条例に加わってもらえれば、全庁的な取り組みにつながりやすくなると思う。

<菱田委員>

テレビで虐待ということが出ると、すぐに行政や児童相談所の話が出てくる。そういう報道があっただけでも所管課の職員は萎縮してしまう。それをどのようにしていくかということ条例に生かせればと思う。地域の役割もしっかりとつかんでいかなければならない。一般的に地域と言うと、民生委員や児童委員の話になってしまうが、向こう三軒両隣の単位で機能しなければ地域はよくなると思う。この条例が議決され、4月1日から施行されると、規則を定めていかなければならないと思う。規則を検討する中で、市民意見を取り入れられれば、よりよいものができると思う。市民と膝を交え、市民にも役割があるということ意識付けられるとよいと思う。また、先ほど企画部門にそういう所管があればという話があった。私もそう思う。市長公室に子ども未来戦略課というようなものがあればよいと思う。それが地域の発展になり、住みたいまちになると思うがどうか。

<こども未来課長>

来年度が子ども子育て事業計画の見直しの年であり、委員会を立ち上げて、そこに市民も参画していくという形をとっている。しかし、この計画は権利条例とは異なるもので

あり、市民ニーズを把握した上で事業を進めるという内容になっている。今後、規則や基本計画、行動計画を策定する際には、事業計画と同様に、市民に参画いただきながら策定していきたい。また、児童虐待の関係について、これは特別な家庭にだけ起こるものではなく、どの家庭にも起こり得るものである。全ての市民にこの条例の理念を知ってもらうことが児童虐待の未然防止につながると思うので、正面から取り組んでいきたい。

<齊藤委員>

体制について話があったが、現場に向かったりするのが最も大変だと思う。例えば、嘱託職員が事務作業を行い、職員が現場の声を聞くようにしてはどうか。嘱託職員がやってもなかなか声が上がっていかず、職員は事務作業で疲弊している。そうではなく、組み替えていけばよいのではないか。目黒区での事件もそうだが、皆が気付いているにもかかわらず未然に防げていない。

<こども未来課長>

職員が現場に赴き、目で見たものを持ち帰るのが基本だと思う。しかし、児童虐待については、学校教員や社会福祉士等の専門的な資格を持った非常勤職員を任用している。また、職員を相談員の数だけ増員することは現実的には難しい。嘱託職員には人事異動がなく、児童虐待等の専門分野については適している。齊藤委員の意見については、嘱託職員と職員がしっかりと情報を共有していくことが大事だと思う。

<馬場委員>

最初は大変だと思うが、職員の想像力を生かしながら取り組まれない。成功事例では、個人の責任にするのではなく集団の共通認識にしている。そういう仕組みづくりを図りたい。

<平本委員長>

条例が制定されることにより、疲弊している現場の業務がさらに増える可能性もあり、それを危惧している。

<齊藤委員>

所管課の助けになればよいと思って取り組んでいるが、業務が増えてしまうと本末転倒である。

<平本委員長>

担当課が動きやすいようにというところからスタートし、条例の中に市の責務等をうたっているが、全庁的に取り組めなければ担当課の負担が増えてしまうのではないかと思う。

<こども未来課長>

それが一番の課題である。企画部門からの発信で全庁的に流れる形でなければなかなか進んでいかないと思う。この条例が制定されることで当課の負担も軽減できればと思う。

<小川委員>

条例を制定することにより、地域の連携や啓発活動等がもう一步踏み込めるようになればと思う。

<富谷副委員長>

トップダウンが大事である。先ほど意見のあったように、市長公室に課を設置することは必要不可欠だと思う。これまでのイベントでの啓発のような形だけではなかなか市民に認識してもらえない。具体的にのせてほしい内容はあるか。

<こども未来課長>

あまり所管を超えて話すことはできないが、教育現場の認識を考え直さなければならぬのではないかと思う。家庭教育や地域のことは学校に関係がないということではなく、

学校に行っていない子どもをどのように考えているのかということをも本当は強く言いたいところである。現場の認識を見直していただきたいということを提言書に入れていただきたい。

<菱田委員>

教育現場の意見も必要なので、市長公室でしっかりコントロールしていかなければ絵に描いた餅になってしまうのではないかと懸念している。議会の思いを逐条解説にしっかりと盛り込み、それに加えて提案理由説明に入れるのが大事だと思う。

<平本委員長>

政策提言、逐条解説に盛り込んでいきたい。他に意見はあるか。

<こども未来課長>

この条例に記載されている基本計画は、行動計画と受け止めているがどうか。

<酒井委員>

文言を変更するのか、逐条解説の中に書き込んでいくのかはわからないが、具体的なことができるようなものをつくってほしいということである。また、第2条の子どもの定義について、他市の例を見ていると、18歳としたり、高校に通っている場合は高校を卒業するまでとしている場合がある。いろいろな規定があるが、当委員会では「子ども・子育て支援法に規定する子ども及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当である者」としている。これは、学校に行っている子どもだけでなく、学校に行っていない子どもにこそ必要なサポートもあると考えているので、このようにしている。現在、こども未来課ではそれぐらいの年頃の子どもに対するサポートはなかなかできていないと思う。そこを手厚くしようとした時に、どのような事業が想定できるか。

<こども未来課長>

青少年に対するアプローチだと思うが、高校に行っていない子どもなのか、不登校も含めた子どもなのか。

<酒井委員>

学校に通っていなければ、行政と関わる機会が少なくなる。学校とは関係なく、生活のいろいろな場面でサポートが必要なのがあると思う。どこかに相談をしたいことがあっても、学校とのつながりがなければ相談するところがないので、そういった子どもにも支援を届けることを考えてもらいたいと思っている。

<こども未来課長>

京都府の電話相談等の既存事業もあるが、学校に行っていない若者にどのようにアプローチするのかということでは言われている。居場所づくりについても、亀岡市内の一部のNPOで試みがされてはいるが、行政が手入れできていない部分だと思う。全国的にはLINE相談等の取り組みもあるが、亀岡市では、顔を見て話ができるような場所をつくってほしいと思う。

<酒井委員>

具体的に新しい事業をしてほしいということではないが、行政とつながりにくい子どもの存在も念頭に置いてほしい。以前に家庭相談支援員から話を聞いた時に、相談を受ける際に子どもに会えているかと聞いたら、そこまで手が回らないということと言われていた。そこにも人員が必要なのだと思う。そういったことも政策提言の中に書き込んでいければと思っている。どのように書けば伝わりやすいと考えるか。

<こども未来課長>

「現場に行く相談員や職員」などと表現いただければ、それはすなわちマンパワーということになると思う。

<酒井委員>

教育委員会の所管になるが、亀岡市の場合、就学援助を部活動の経費まで出していなかったり、困窮している人の支援については、数年前には、LGBTについて、把握していないため、いないものと思っている、というような答弁があった。そういった意味で、現場の教職員にも知ってもらいたい。どの自治体も教育委員会との連携に苦慮されているが、連携はどのようなイメージになるのか。

<こども未来課長>

個人の意見だが、亀岡市の組織は企画政策から各課へ振り分けるという流れがあるので、企画部門から、福祉はこう、産業はこう、という始まり方をするのがよいと思う。教育委員会については、全国的なことだが、基本的に組織の考え方が違うのではないかと感じている。そこに向けたアプローチが最も大切だと思う。こういう条例を制定したというだけでは伝わらないのではないかと思う。教育現場への出し方が課題だと思う。

<酒井委員>

教育現場で子どもの権利への認識を深められるような内容を政策提言集に書き込んでいくのがよいと思った。学校の中で子どもの権利を認識しているとは到底思えない行動をされている話をよく聞く。子どもの権利があるということを子どもに教える前に、そういったことも共通認識として持ってもらえるように政策提言集に具体的に書き込めればよいと思う。

<平本委員長>

これまでの取り組みの中で最も引っかかっていたのが、学校現場からの情報が入ってこないということである。政策提言の内容は今後考えていく。

<小川委員>

条例のタイトルについて、現在は「子どもの権利条例（仮称）」としているが、どのように考えるか。

<こども未来課長>

個人的な意見だが、シンプルで必要な内容が入った形でよいと思う。「権利」という言葉は外すべきではないと感じている。

[理事者退室]

～14:38

3 その他

<平本委員長>

先ほどの意見交換の感想と、今後の進め方について意見をいただきたい。

<菱田委員>

目的から順番に、議論の経過や条文に込めた思いを逐条解説に入れ、提案理由説明に中心となるところを入れてもらってはどうかと思う。

<馬場委員>

それでよいが、第8条の基本計画は、逐条解説で説明すればよいと思う。条例で細かく規定すると煩雑になってしまう。

<平本委員長>

第8条については、条文は変更せず、逐条解説で説明すればよいと思う。進め方について、提案理由説明と逐条解説に思いを盛り込んでいくということだが、当初のスケジュールでは7、8月で政策提言を作成していく計画であった。どのように進めていくのがよいか。

<酒井委員>

委員長の話では政策提言集をどのようにして作成していくかということだと思う。先ほど意見交換を行った中で出た意見をベースとして、さらに各委員からの提案を出し合い、委員会の中で検討していけばよいと思う。また、12月議会で提案する予定だが、組織機構の変更が必要であれば、そのことはできるだけ早く伝えられればよいと思う。提案が9月議会になるのか、12月議会になるのかはわからないが、そういったところは先に伝えることができればよいと思う。

<菱田委員>

組織の話だが、視察を行った足立区で説明いただいた職員は、福祉部門と政策部門の2枚の名刺を持っていた。それぞれの立場でものを言えることは大事だと思った。そういうことも政策提言に入れておけばよいと思う。

<小川委員>

平成30年4月1日から施行するのであれば、その年度には新しい体制ができる形で進めていきたい。

<平本委員長>

本日の意見を取りまとめ、今後検討していく。また、担当課や教育委員会との意見交換について意見はあるか。

<馬場委員>

教育委員会と意見交換を行う場合、プライバシーに配慮する必要があると思うが、抽象的な議論ではなく、他の自治体で行っているような、朝食を食べていないとか、そういうデータがあれば提示していただきたいと思う。

<平本委員長>

教育委員会については、正副委員長に調整を一任いただきたい。可能であれば協議会形式で行いたい。他に、担当所管との意見交換は必要か。
(意見なし)

<平本委員長>

意見交換については、教育委員会と協議会形式で実施する方向で調整していきたい。

<酒井委員>

第4条第5号は削除するのか。

<馬場委員>

第5号は削除して、第4号の部分に含めて説明すればよいのではないか。

<平本委員長>

第5号を削除してもよいか。

<了>

<平本委員長>

第5号は全文削除する。

<菱田委員>

政策提言に基づいて条例ができていくという流れが本来だと思うので、まとめていく際に、前文や各章毎にピックアップして記載して文章につなげていくとわかりやすくなると思う。

<平本委員長>

そのように進めていきたい。提言についての意見、提案があれば8月10日までに事務局に提出願いたい。それらを踏まえて政策提言集を作成していく。

散会 ～15:00